

平成30年10月1日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部長 様

中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり参事

姫路土木事務所まちづくり建築第1・2課の窓口開設時間について

平素は建築行政の適正な推進にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

姫路土木事務所まちづくり建築第1・2課は、建築計画概要書等の閲覧、建築基準法及び都市計画法、その他関係法令等に関する相談等の業務を行っております。

このたび、事務改善の一環として窓口開設時間を下記のとおり変更することとしましたので通知します。

なお、関係各団体の皆様からいただいた意見に対しては記載のとおり回答します。窓口開設時間の変更についてご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 窓口開設時間の変更内容

		月	火	水	木	金
変更前	午前(9:00~12:00)	○	○	○	○	○
	午後(13:00~17:00)	○	○	○	○	○
変更後	午前(9:00~12:00)	○	○	○	○	○
	午後(13:00~17:00)	○	○	×	○	×

2 目的

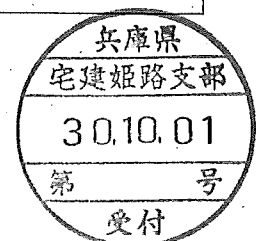
- (1) 書類審査等業務の時間確保による審査期間の短縮（標準事務処理期間の範囲内）
- (2) 相談内容の類型化による窓口業務の円滑化
- (3) 電話・来庁相談時の待ち時間短縮を目指した相談時間の予約の徹底

3 開始時期

平成30年10月1日から

4 事前協議・意見に対する回答

意見	回答
県外・遠方の利用者に考慮して、水・金曜の午後ではなく午前を休止し、月～金の午後に予約制とした方が望ましい。	県外・遠方の利用者がやむを得ず窓口閉鎖時に来庁する場合は対応します。ただし、事前に予約をお願いします。また、来庁相談時の待ち時間を短縮するため、午前・午後に関わらず予約をお願いします。



<p>ネットで企業登録して、いつでも取り出せるシステムにして欲しい。土・日・祝日が休みで、平日も取れないと困る。</p>	<p>システム化は人員・予算等の問題で実現の目途はたっておりません。やむを得ず窓口閉鎖時に来庁される場合は対応致します。ただし、事前に予約をお願いします。</p>
<p>行政は市民の窓口であるから、常時窓口を開けておくべきである。取引に支障が出る。</p>	<p>窓口開設時間の変更は法令の規定に基づいて行います。来庁者の業務等に具体的な支障が出る場合や、窓口閉鎖を知らずに来庁した場合等、やむを得ない場合は窓口閉鎖時間であっても対応します。</p>
	<p>※補足 上述のとおり、窓口閉鎖時間であってもやむを得ない場合は対応しますが、他の来庁者にはご理解ご協力をいただいていることに十分ご注意ください。</p>

問合せ先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所

まちづくり建築第1課 桑原

まちづくり建築第2課 森

TEL : 079-281-9052

FAX : 079-281-9910